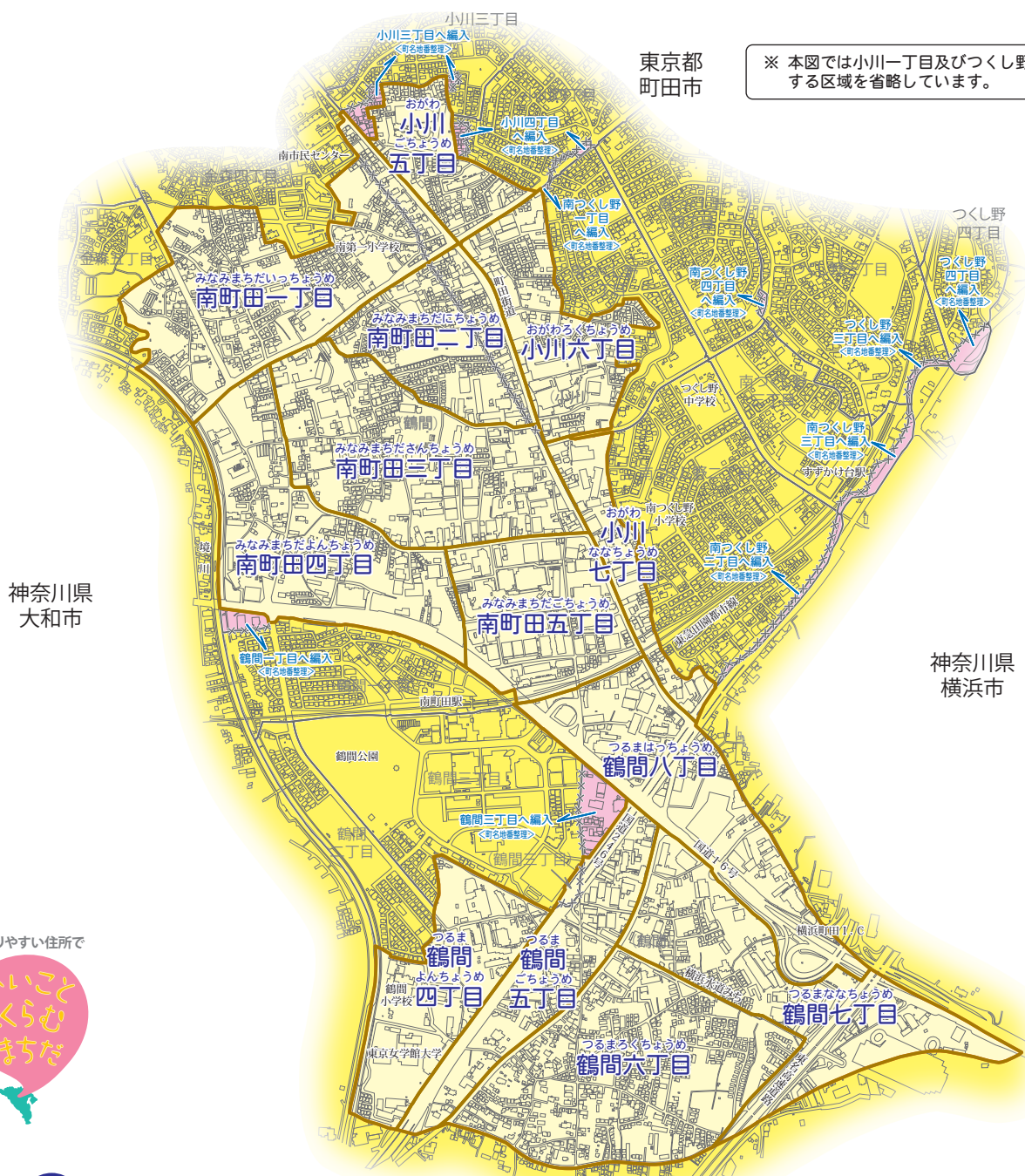


住居表示実施に伴う 手続きのしおり

2016年7月18日から小川・鶴間地区の住所の表し方が変わります



※ 本図では小川一丁目及びつくし野一丁目へ編入する区域を省略しています。

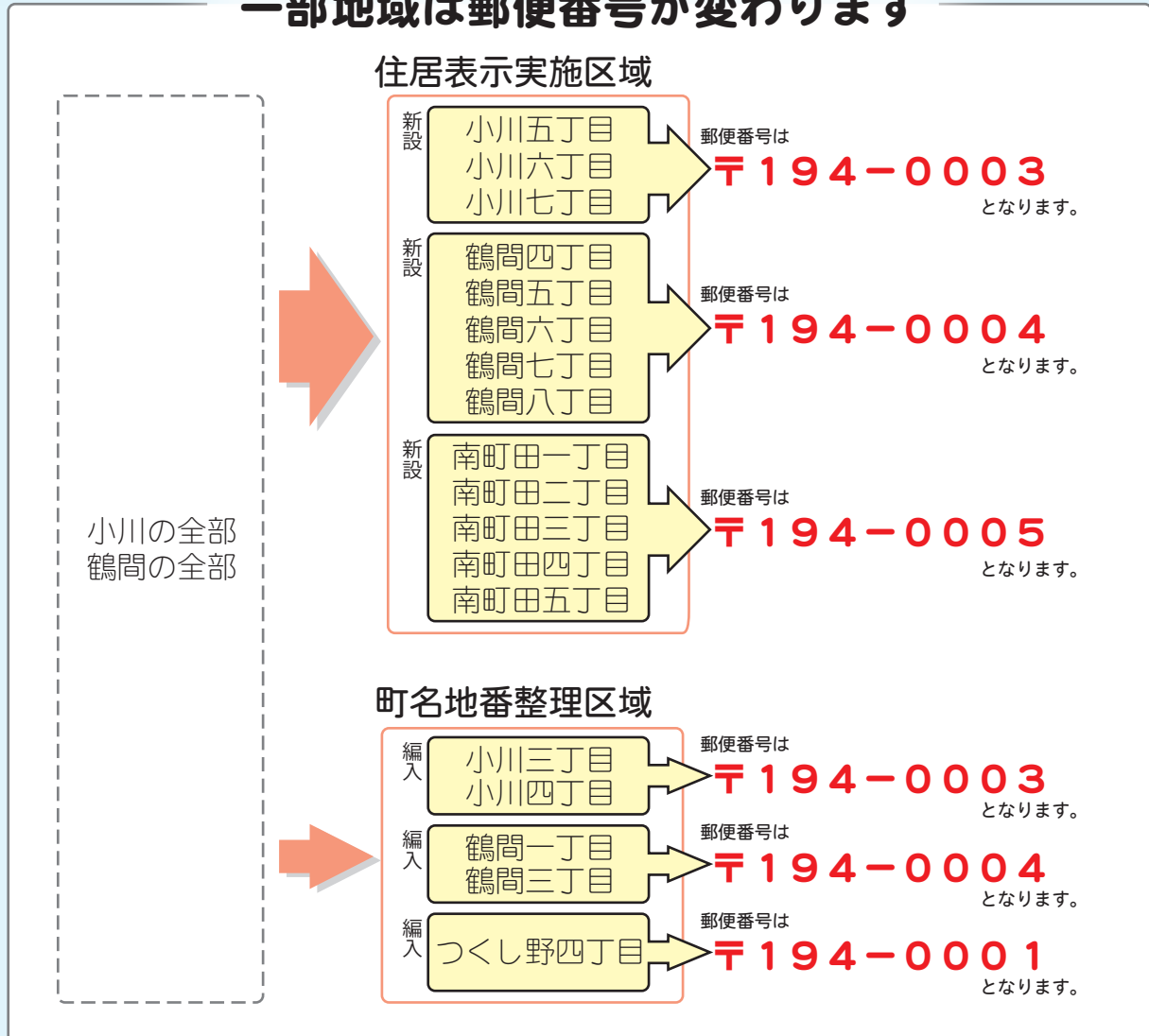
わかりやすい住所で



このしおりは

住居表示の実施にあたり、新しい住所への変更の諸手続きについてご案内いたします。なお、住居表示制度については次ページからの説明をご覧ください。

一部地域は郵便番号が変わります



目次

- 住居表示制度とその必要性 1
- 新しい住所の表し方 2
- 地番による表示 2
- 住居番号の定め方について 3
- 郵便番号について 3
- 無料ハガキについて 3
- 住所変更に伴う諸手続きについて 4
- 土地・建物を所有されている方へ 14
- 登記申請書の書き方について 15
- 町名表示板、番号表示板の設置のお願い ... 裏面
- 関係行政機関位置図 裏面

◆住居表示制度とその必要性

住所はこれまで土地の地番を用いて表示されてきました。

土地の地番は明治時代初めに設けられました。当時は順序よくつけられておりましたが、土地の分筆や合筆、開発などにより番号が飛ぶことや、欠番になる等、現在では順番が分かりにくくなっています。また、地番が1,000番を越える地域も多く、町を特定できても、その中の該当地をすぐに探すことが難しくなっています。

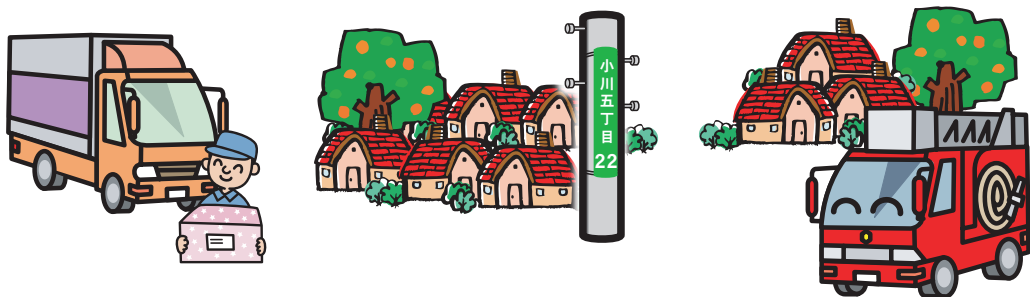
住居表示は、こうした住所の混乱を解消するために生まれた、全国的に統一された制度です。

●住所が複雑になっている原因…

- 1) 土地の分筆・合筆・開発により、順序よく並んでいない場所が増えている。
- 2) 町が大きく地番が1,000番を越え、分割されている。
- 3) 同一地番に複数の家屋が建ち、建物の住所が同じになっている。
- 4) 数筆の土地にまたがって建っている家屋は代表地番を住所にしているため、両隣の住所との連続性がなくなっている。
- 5) 町をまたいで建築されており、町の境界が複雑になっている。

●住居表示を実施すると…

- 1) 火災や緊急時に通報する際、場所の特定がしやすくなります。
- 2) 救急車や消防車などの緊急車両の到着が速やかになります。
- 3) 郵便、荷物などの集配業務で間違いが起きにくくなります。
- 4) 人に場所を聞かれても案内しやすくなります。



町田市においては、市街化が進んだ地域などから、順次、住居表示を実施しています。

昭和39（1964）年に行なわれた原町田に始まって、中町、旭町、玉川学園と続き、最近では平成26（2014）年7月に高ヶ坂・成瀬地区において実施しました。現在では町田市内の170の町のうち、75の町が住居表示実施区域になっています。

◆新しい住所の表し方

住居表示の実施により、以下のように住所の表し方が変わります。

●住所の表示(例)

住居や店舗などの建物に対して付番します。



※ご自分の新住所は「住居番号決定通知書」等でご確認ください。

◆地番による表示

「地番」とは各土地に付けられた番号のことで、法務局所管の土地登記簿の表題部などに記載されています。一方、住居表示の「街区符号」や「住居番号」は、住居や店舗など、建物の住所(場所)を表すために付けられた番号です。(※建物登記上の「家屋番号」とは異なります。)

住居表示が実施されても、不動産(土地・建物)の登記は地番で表わされ、地番が消滅することはありません。また、戸籍上の本籍地も、原則として地番を使用する^(注1)こととなっています。

●不動産の表示(例)

不動産の表示は現在の町名が「新しい町名」になり、字名は廃止されます。地番は変わりません。



●本籍の表示(例)

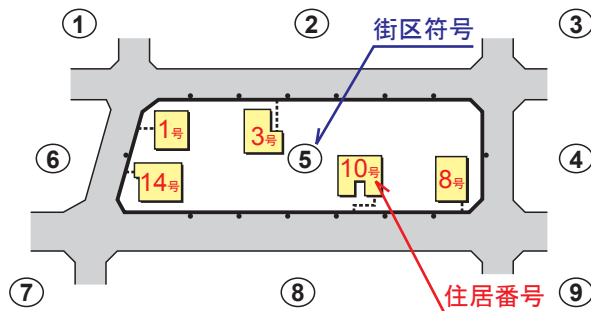
本籍の表示は現在の町名が「新しい町名」になります。地番は変わりません。



(注1) 転籍手続きをすることによって、新しい住所(住居表示)の街区符号までと合わせることができます。本ページの例の場合、「町田市 小川間南町田 22番」のようにすることが可能です。(13ページに転籍の手続きについて記載しておりますのでご覧ください。)

◆住居番号の定め方について

下図は街区のイメージ図です。①～⑨は街区符号を表わしています。
住居番号は出入口の位置（下図では破線で表示）によって決まり、各建物に1つの番号が設定されます。（街区符号・住居番号は、市で決定します。）



◆郵便番号について

区域内的の郵便番号は下記の通りとなります。

【住居表示区域】

小川五丁目～小川七丁目 〒194-0003
 鶴間四丁目～鶴間八丁目 〒194-0004
 南町田一丁目～南町田五丁目 〒194-0005

【町名地番整理区域】

小川三丁目、小川四丁目 〒194-0003
 鶴間一丁目、鶴間三丁目 〒194-0004
 つくし野四丁目 〒194-0001

◆無料ハガキについて

配付した無料ハガキ(1袋=50枚)は新しい住所をご友人やお取引先などにお知らせするためのものです。これらは日本郵便による通信事務として配達されるため、送料は無料となります。

下記見本を参考に必要事項をご記入の上、無料ハガキが入っていた封筒にまとめて入れるか、もしくは、輪ゴムなどで一括りにするなどして、お近くのポストへ投函してください。

無料ハガキが不足する場合には日本郵便へご連絡ください。

◆日本郵便㈱ 町田郵便局 TEL.042(722)2289

郵便はがき

194-0000

通信事務郵便

町田郵便局

住所の表示変更のお知らせ

町田市森野〇丁目〇番〇号

親類
花子
様

あなたの住所にも郵便番号を

お知らせ先の宛先・宛名をご記入ください。

住所変更のお知らせ

2016年(平成28年)7月18日から住所の表示変更が行われ、お知り合いの方の住所の表示が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

- 今後郵便をお出しの際は、郵便番号及び新住所をご記入ください。
- お手数ですが、あなた様の住所録をご訂正ください。

新住所

194-〇〇〇〇
 町田市小川五丁目〇番〇号
 町田アパート101号室
 町田 太郎

ご自分の
 ・新しい郵便番号
 ・新しい住所
 ・氏名
 をご記入ください。

※実際のハガキと表示内容が異なる場合があります。

◆住所変更に伴う諸手続きについて

市役所が職権で新しく書き換えるものもありますが、皆さまにご自分で変更の手続きをしていただくものもあります。

以下のとおり関係事項をまとめましたので、ご自分に該当する項目をご確認の上、それぞれ手続きをお願いします。

銀行や保険など一般民間企業との契約等については、それぞれの企業によって手続きが異なります。お手数ですがそれぞれの窓口へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

公簿類

これらの公簿類は、変更手続きの必要はありません。

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 住民票 (住民基本台帳)	住民登録をしている方	市役所市民課 TEL 042(724)2123	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所及び本籍に書き換えます。	
□ 戸籍簿 (本籍欄)	本籍がある方	市役所市民課 TEL 042(724)2865		
□ 戸籍の附票 (住所欄)	住民登録をしている方			
□ 印鑑登録原票	印鑑登録をしている方	市役所市民課 TEL 042(724)2123		
□ 公的個人認証サービス	公的個人認証サービスの登録をしている方			
□ 固定資産税課税台帳	区域内に不動産をお持ちの方	市役所資産税課 TEL 042(724)2116		
□ 国民健康保険被保険者台帳	国民健康保険の被保険者	市役所保険年金課 TEL 042(724)2124	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。 ※被保険者証については9ページを参照して下さい。	
□ 選挙人名簿	選挙権のある方	選挙管理委員会 TEL 042(724)2168	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。	

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

法務局（登記）関係

	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 不動産の登記（土地・建物）	不動産（土地・建物）の 所在の変更 （表題部）	実施区域内の 土地・建物 を所有している方	東京法務局 町田出張所 TEL 042(722)2414	不動産の所在（表題部）については、手続きの必要はありません。法務局が職権で新しい町名などに書き換えます。	
	不動産（土地・建物）の 所有者の住所変更 （権利部）	国内に土地・建物 を所有している方	土地・建物等の所在地 を管轄する法務局 （郵送可）	手続きが必要です。 ただし、期限はなく、その不動産の売買や相続などの時までには書き換えれば結構です。	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・住居番号決定通知書
	不動産（土地・建物）の 抵当権者などの住所変更 （権利部）	国内の土地・建物 に、抵当権・賃借権・ 仮登記など、権利者 として登記している方	町田市内の不動産は・・・ 東京法務局町田出張所 町田市森野2-28-14 TEL 042(722)2414		※詳しくは 14～17ページを ご覧ください。
□ 会社・法人の登記	商業登記や法人登記の 本店（主たる事務所）の 所在地の変更	登記をしている 会社・法人の 代表者	本店（主たる事務所） の所在地を管轄する 法務局 及び	[本店] 実施日以降～ 2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・住居番号決定通知書
	商業登記や法人登記の 支店（従たる事務所）の 所在地の変更		支店（従たる事務所） の所在地を管轄する 法務局	[支店] 実施日以降～ 3週間以内	
	商業登記や法人登記の 代表者などの住所変更				※詳しくは別冊の 「会社・法人などの 変更登記の手引」 をご覧ください。

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

通知カード

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 通知カードの住所変更	通知カードをお持ちの方	町田市マイナンバーコールセンター TEL 042(860)6195 市役所市民課 市民センター	7月19日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 通知カード 本人確認書類 （運転免許証 パスポート 保険証 等） ※別世帯の方が代理で手続きされる場合は上記書類の他に <ul style="list-style-type: none"> 委任状 代理人の本人確認書類 （運転免許証 パスポート 保険証 等） が必要です。

個人番号カード

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 個人番号カードの住所変更	個人番号カードをお持ちの方 ※現在申請中の方は、カード受取時に新住所を追記して交付いたします。	町田市マイナンバーコールセンター TEL042(860)6195 市役所市民課	7月19日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード ※変更手続き時に暗証番号が必要となります。
□ 個人番号カードの交付申請	これから個人番号カードの交付申請をする方	市民センター	7月19日以降に、交付申請書を「地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター」へ申請してください。 〒219-8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号	なお通知カードに添付されていた「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」は使用できません。 交付申請される方は新たに「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書【手書用】」を入手してください。 申請書は個人番号カード総合サイトからもダウンロードできます。 https://www.kojinbango-card.go.jp/shared/templates/free/documents/tegaki-kofu-shinseisho.pdf

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

住民基本台帳カード

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 住民基本台帳カードの住所変更 ※写真なしカードの場合は、手続きの必要はありません。	住民基本台帳カードをお持ちの方	市役所市民課 TEL 042(724)2123 各市民センター	7月19日以降、変更手続きをしてください。	・住民基本台帳カード ※変更手続き時に暗証番号が必要となります。

在留カードなど

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 在留カード 特別永住者証明書 外国人登録証	左記カードのいずれかをお持ちの方	市役所市民課 TEL 042(724)2123 各市民センター	7月19日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証

建物の増改築

※ 住居表示区域内の建物を増改築する場合だけです。

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 建物の増改築に伴う住居番号(住所)の変更 ※増改築で出入口の位置が変わると住居番号(住所)が変更になる場合があります。	今後、建物の増改築をする方	市役所市民課 TEL042(724)2123	増改築で使用している外壁工事用の足場がとれて、建物が8割程度完成した頃に手続きをしてください。	・増改築建物の案内図 ・配置図 ・平面図

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

自動車・オートバイ等

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 自動車運転免許証の住所変更及び本籍変更	自動車運転免許証をお持ちの方	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TEL 042(722)0110 忠生地区交番 町田市忠生1-11-1 都内の警察署、試験場、及び免許更新センター	7月19日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	【現住所の変更】 ・住居番号決定通知書 ・運転免許証 【本籍の変更】 ・本籍の変更についてのお知らせ ・運転免許証
<p>区域内に本籍をおいている場合には、実施日以降に、戸籍の筆頭者に対して2通ずつ「本籍変更のお知らせ」を送付いたします。</p> <p>※ もし不足する場合には、市民課、各市民センター、各駅前連絡所 及び 木曽山崎連絡所にて証明書を無料発行できますので、実施日以降、窓口にお申し出ください。</p> <p>※ なお、本籍のお知らせは、「住居番号決定通知書」(住所)とは異なる時期(実施日以降)に送付予定ですので、現住所と本籍の両方を変更される方は、「住居番号決定通知書」と「本籍変更のお知らせ」の両方を受領してから手続きをしてください。</p>				
□ 二輪車(125cc以下)や小型特殊自動車の所有者の住所変更	二輪車(125cc以下)や小型特殊自動車を所有している方	市役所 市民税課 TEL 042(724)2113 忠生市民センター TEL 042(791)2802 鶴川市民センター TEL 042(735)5704	7月19日以降、お時間のあるときに変更手続きをしてください。	・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・標識交付証明書
□ 自動車、オートバイ(126cc以上)の車検証の住所変更	自動車、オートバイ(126cc以上)の所有者又は使用者	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北3-30-3 TEL 050(5540)2033	7月19日以降、変更手続きをしてください。	・検査証記入申請書(申請書は1枚20円です) (↑但し、軽二輪車は1枚40円です) ・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・車検証 (↑但し、軽二輪車は ・届出済証 と ・自賠責保険証 です) ※軽二輪車は使用者と所有者が異なる場合は、所有者の押印も必要です。
□ 軽自動車の車検証の住所変更	軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会 東京主管事務所 多摩支所 府中市朝日町3-16-22 TEL 050(3816)3104	7月19日以降、訂正をご希望の方は変更手続きをしてください。	・検査証記入申請書(申請書は1枚30円です) ・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・車検証

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

年金関係

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 年金加入者の住所変更	年金加入者のうち ・第1号被保険者	届出の必要はありません。 第1号被保険者…国民年金に加入の自営業の方など		
	年金加入者のうち ・第2号被保険者 ・第3号被保険者	いずれも勤務先へ届出してください。 第2号被保険者…厚生年金や共済組合の加入者 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている妻又は夫		
□ 年金受給者の住所変更	年金を受け取っている方のうち ・国民年金受給者 ・厚生年金受給者	原則、届出の必要はありません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ただし、介護施設入所等のために、現住所と住民票の住所が異なっている場合などには、「住所変更届」を日本年金機構に提出していただく必要があります。詳細は八王子年金事務所にお問い合わせください。 また、実施後も日本年金機構から年金受給者に送られる通知のあて先が変更されない場合は、「住所変更届」が必要となりますので、その場合も、八王子年金事務所にお問い合わせください。 (※「住所変更届」は、市役所保険年金課又は各市民センターにもご用意しております。)</div> 【日本年金機構 八王子年金事務所 TEL 042(626)3511】 【市役所保険年金課 TEL 042(724)2127】		
	年金を受け取っている方のうち ・共済年金受給者	各共済組合へ届出してください。		
□ 60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方の住所変更	60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方	原則、届出の必要はありません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">ただし、介護施設入所等のために、現住所と住民票の住所が異なっている場合などには、「住所変更届(年金待機者用)」を日本年金機構に提出していただく必要があります。詳細は八王子年金事務所にお問い合わせください。 (※「住所変更届」は、市役所保険年金課又は各市民センターにもご用意しております。)</div> 【日本年金機構 八王子年金事務所 TEL 042(626)3511】 【市役所保険年金課 TEL 042(724)2127】		

国民健康保険関係

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 国民健康保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	市役所保険年金課 TEL 042(724)2124	引き続き使用できますので、 特に手続きは必要ありません。	・被保険者証
□ 国民健康保険高齢受給者証	受給者証をお持ちの方	各市民センター		・受給者証
□ 国民健康保険限度額適用認定証	認定証をお持ちの方	市役所保険年金課 TEL 042(724)2130	ただし、表示の訂正をご希望の方は7月19日以降、変更手続きが可能です。	・認定証
□ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証				

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

福祉・医療・その他保険等

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
<input type="checkbox"/> 児童手当	手当を受けている方	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2139	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。 ※児童扶養手当の証書については11ページをご覧ください。	
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当		市役所子ども総務課 TEL 042(724)2143		
<input type="checkbox"/> 児童育成手当				
<input type="checkbox"/> 乳幼児医療証 (乳医療証)	医療証をお持ちの方	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2139	手続きの必要はありません。 すでに交付されているものは更新のときに書き換わります。	・医療証 ・印鑑
<input type="checkbox"/> 義務教育就学児医療証 (子医療証)		各市民センター		
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 (親医療証)	医療証をお持ちの方	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2143	ただし、すぐに表示の変更をご希望の方は7月19日以降、変更手続きが可能です。	
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当	手当を受けている方	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)2136	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。	
<input type="checkbox"/> 障害児福祉手当				
<input type="checkbox"/> 特別障害者手当				
<input type="checkbox"/> 心身障害者福祉手当				
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者手当				
<input type="checkbox"/> 心身障害者医療費制度受給者証 (障受給者証)	受給者証をお持ちの方	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)2136	手続きの必要はありません。 すでに交付されているものは、更新時に書き換わります。 ただし、すぐに表示の変更が必要な場合はお申し出ください。	
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(更生医療)				
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	受給者証をお持ちの方	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)3089		
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	証書をお持ちの方	市役所介護保険課 TEL 042(724)4364	手続きの必要はありません。 すでに交付されているものは、更新時に書き換わります。 ただし、すぐに表示の変更が必要な場合はお申し出ください。	
<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	証書をお持ちの方	市役所介護保険課 TEL 042(724)4366		
<input type="checkbox"/> 生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証				
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証	証書をお持ちの方	市役所保険年金課 TEL 042(724)2144	手続きの必要はありません。 すでに交付されているものは、有効期限(平成28年7月31日)まで引き続き使用できますので、そのままお使いください。 有効期限以降に使用するものは、新しい住所のものをお送りします。	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療限度額適用標準負担額減額認定証				
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療特定疾病療養受療証				

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

福祉・医療・その他保険等

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 児童扶養手当証書	証書をお持ちの方	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2143	手続きの必要はありません。 すでに交付されているものは、更新時に書き換わります。 ただし、すぐに表示の変更が必要な場合はお申し出ください。	
□ 小児慢性特定疾病医療受給者証	受給者証をお持ちの方	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2139 ※受給者証は後日東京都より郵送で交付されます。	7月19日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証 住居番号決定通知書
□ 大気汚染医療（気管支ぜん息等）（都医療券）	医療券をお持ちの方	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2143 ※手続き後に郵送で交付します。	7月19日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 医療券 住居番号決定通知書
□ 身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)2148	7月19日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳
□ 愛の手帳（療育手帳）			なお、7～8月は窓口が大変込み合っております。	<ul style="list-style-type: none"> 愛の手帳（療育手帳）
□ 精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)2145	変更は更新等のお手続きの際にかまいません。	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳 印鑑
□ 自立支援医療受給者証（精神通院）	受給者証をお持ちの方			<ul style="list-style-type: none"> 受給者証 印鑑
□ 特定医療費（指定難病）受給者証・難病医療券（都医療券）	受給者証または医療券をお持ちの方			<ul style="list-style-type: none"> 受給者証または医療券 住居番号決定通知書
□ 被爆者健康手帳	被爆者健康手帳または第一種（第二種）健康診断受診者証をお持ちの方	市役所福祉総務課 TEL 042(724)2537	7月19日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 居住地（氏名）変更届（都内変更） 住居番号決定通知書 被爆者健康手帳または健康診断受診者証 手当証書（手当受給者のみ） 印鑑
□ 健康診断受診票（被爆者の子）	健康診断受診票をお持ちの方			<ul style="list-style-type: none"> 居住地（氏名）変更届（都内変更） 住居番号決定通知書 健康診断受診票 医療券（認定者のみ） 印鑑

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

その他

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 入札参加資格申請	町田市において入札資格を有する事業者	東京電子自治体 共同運営サービス トップページ (https://www.e-tokyo.lg.jp/) による変更申請 (お問い合わせ先) e-tokyoコールセンター TEL0570-05-1090	詳しくは、 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">トップページ</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">電子調達</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">マニュアル</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資格審査申請</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申請の手引き(工事・物品)</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">変更</div> をご覧いただくか、 左記までお問い合わせください。	
□ 町田市役所へ届出している本店・支店の所在地の変更	町田市役所に対して届出している会社等	市役所市民税課 TEL 042(724)3279	7月19日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 所在地の変更をした法人登記の謄本コピー（履歴事項全部証明書） 印鑑
□ 社会福祉法人の定款変更（事務所所在地、基本財産所在地）	社会福祉法人	所轄庁（国の場合は東京都） ※町田市が所轄庁の場合は、 市役所福祉総務課認可指導係 TEL 042(724)4094	7月19日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	※所轄庁にお尋ねください。
□ 工場・指定作業場	左記の代表者	市役所環境保全課 TEL 042(724)2711	7月19日以降、変更届を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 工場・指定作業場氏名等変更届出書 (東京都環境確保条例 第13号様式)
□ 揚水施設			※様式はホームページからダウンロードできます。	<ul style="list-style-type: none"> 揚水施設氏名等変更届出書 (東京都環境確保条例134条4項に基づく届出)
□ 特定施設（水質汚濁防止法）				<ul style="list-style-type: none"> 氏名等変更届出書 (水質汚濁防止法様式第5[第7条関係])
□ 特定施設（騒音規制法）				<ul style="list-style-type: none"> 氏名等変更届出書 (騒音規制法様式第6)
□ 特定施設（振動規制法）				<ul style="list-style-type: none"> 氏名等変更届出書 (振動規制法様式第6[第8条関係])
□ 診療所、薬局・薬店・施術所・医療機器販売業者等の代表者の住所及び所在地の変更	左記施設の開設者の方	市役所保健総務課 TEL 042(722)6728	法律等により、定める期限内に手続きが必要な場合がありますので、左記にお問い合わせください。	
□ 被爆者一般疾病医療機関	指定されている方	市役所福祉総務課 TEL 042(724)2537	7月19日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 被爆者一般疾病医療機関申請事項変更届 印鑑
□ 結核の指定医療機関		市役所保健予防課 TEL 042(724)4239		<ul style="list-style-type: none"> 結核指定医療機関変更届 印鑑
□ 鉄砲刀剣類等所持許可者・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律届出者の住所変更	各許可証をお持ちの方	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TEL 042(722)0110	7月19日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 許可証 住居番号決定通知書
□ 酒類販売業免許証の住所変更	酒類販売の免許をお持ちの方	町田税務署 町田市中町3-3-6 TEL 042(728)7211		<ul style="list-style-type: none"> 異動申告書 印鑑

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

その他

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 転籍届	転籍をご希望の方 (戸籍の筆頭者及び配偶者)	市役所市民課 TEL 042(724)2865 各市民センター	転籍を ご希望の方は 7月19日以降、 変更手続きを してください。 ※詳しくは 2ページの注1 をご覧ください。	・転籍届 ・届出人の印鑑
□ 犬登録	犬登録をしている方	市役所生活衛生課 TEL 042(722)6727	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。	
□ シルバーパス	シルバーパスをお持ちの方	神奈川中央交通 ・町田営業所 ・町田駅前サビセンター ・町田タミカサビセンター	7月19日以降、 変更手続きを してください。	・住居番号決定通知書
□ その他のほかの各種免許、許可、許可証等の住所変更	各種免許、許可、許可証をお持ちの方	法律・条例等に定めるところ	法律・条例等に定める期限内	・法律・条例等に定める必要書類 ・印鑑
□ 旅券(パスポート)	<p>■旅券(パスポート)の所持人記入欄に住所を記載している方は、ご自分で旧住所を2本線で消し、新しい住所を記入してください。(修正液の使用は不可。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>例) 小川○丁目22番33号 東京都町田市 小川1-2-3-4番地5-6</p> </div>			
□ 勤務先・学校など	<p>■勤務先(会社)、学校などへも住所変更手続きをしてください。 なお、町田市立小・中学校へ通学されている場合は、手続きは不要です。</p>			
□ 公共料金など	<p>■上下水道料金、東京電力、東京ガス、NTT、NHKなどの公共料金や、ケーブルテレビのJ:COMせたまち、イッツコムについては、特に手続きの必要はありません。</p>			

中小企業融資制度のご案内

町田市が行う住所整理事業等により必要となる事業資金に関する融資制度があります。

詳しくは、市役所経済観光部 産業観光課(TEL042-724-2129)までご確認ください。

住居番号決定通知書 が不足する場合は…

住所変更の手続きに要する住居番号決定通知書が不足した時は、2016年7月19日以降、証明書を無料で交付します。

その際には、身分証明書をご用意のうえ、下記窓口又は郵送にてお申し出ください。

● 住民登録 されている方

⇒【市役所市民課 TEL042(724)2864 又は 各市民センター、各駅前連絡所、木曽山崎連絡所】

● それ以外(会社・法人 など) の方

⇒【市役所土地利用調整課 TEL042(724)4254】

◆不動産(土地・建物)を所有されている方へ

不動産(土地・建物)をお持ちの方は、住居表示等の実施にともない、**不動産登記簿に記載された「所有者の住所」(下記見本の権利部の(C)部分)を変更する必要があります**ので、手続きをお願いします。

不動産(土地・建物)登記簿上の変更内容について

(変更の例は2ページの「地番による表示」をご覧ください。)

住居表示等の実施により、不動産登記簿に記載されている「所在」(A)が、**法務局の職権により「新しい町名」に変更**されます。

「地番」(B)は、**原則として変わりません**。この番号は引き続き『不動産』や『本籍』の表示で使用されます。

「所有者の住所」(C)の表示については、法務局の職権で変更ができないため、**所有者が変更の申請手続きをする必要があります**。

この「所有者の住所」(C)の変更手続きは**特に期限がありませんが、実施日以降に所有権の移転や抵当権の設定などの登記を行う際には、新しい住所への変更手続きが必要**です。

実施日直後は登記の申請や相談が集中し、法務局窓口の混雑が予想されますので**ご注意ください**。

登記内容の見本 [実施前]

公用 東京都町田市小川1234-56 全部事項証明書 (土地)

住居表示実施後に法務局の職権で「小川〇丁目」などに変更されます。

表題部 (土地の表示)		調整	平成〇年〇月〇日	不動産番号	9876543210987
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	町田市小川字×号 (A)			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²		原因及びその日付[登記の日付]	
1234番56 (B) ※変更なし	宅地	234	56	1234番56から分筆 [平成〇年〇月〇日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	原因 平成〇年〇月〇日売買 所有者 東京都町田市小川1234番地56 (C) 町田太郎

住居表示実施後に登記申請をすることで「小川〇丁目22番33号」などに変更されます。

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成〇年〇月〇日
東京法務局町田出張所 登記官 法務 一郎

◆登記申請書の書き方について

所有者等の住所変更の登記を法務局に申請する場合は、下記の注意事項をご確認のうえ、16～17ページの「記載例」にならって申請書を作成してください。

なお、郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により所有する不動産を管轄する法務局へ送付してください。

(送付方法の詳細については、各管轄の法務局までお問い合わせ下さい。)

登記申請書の記入上の注意事項

- 1 同封の登記申請書をご利用ください。なお、不足の際は用紙をコピーしてお使いください。また、A4判の紙に、同様の様式でご自分で作成していただいてもかまいません。
- 2 同じ所有者であれば、土地と建物を同時に申請できます。
- 3 「不動産の表示」の部分は登記簿と一致するように書いてください。ただし、不動産の所在については新しい町名を申請書にご記入ください。
- 4 町名(小川五丁目など)は漢数字を使用してください。それ以外の数字は1234567890の算用数字を使用してください。
- 5 鉛筆は使用できません。文字は直接パソコン(ワープロ)を使用し入力するか、インク・黒色ボールペン・カーボン紙等ではっきりと書いてください。
- 6 印字済みの文字以外を訂正、挿入または削除したときは、この文字数を申請書欄外に「○字挿入」「○字削除」のように文字数を記載してその箇所に捺印してください。
- 7 申請書が2枚以上になる場合は、各綴り目に契印してください。
- 8 印鑑は認印で申請できます。
- 9 「登記原因証明情報」として住居番号決定通知書(もしくは証明書)の添付が必要です。これにより登記の原因が住居表示であることが証明され、登録免許税が免除されます。

[重要]

※登記簿に記載されている「所有者の住所」と決定通知書の「実施前の住所」が一致しているかご確認ください。

既に転居等をしているにもかかわらず、住所変更の手続きをしていない等の理由で通知書に記載されている住居表示実施前の住所が、登記簿に記載されている所有者の住所と相違する場合は、別途移転等の経緯を証明するための書類が必要となる場合があります。詳しくは法務局までお問い合わせください。

いままでにお引越しをしたことがある方は、特にご注意ください。

登記についてのお問い合わせは

 東京法務局町田出張所

〒194-0022

町田市森野二丁目28番14号

TEL 042(722)2414

※ 自動音声ガイダンスで「3番」を選択してください。

記載例 1

一般の不動産(土地・建物)の場合

(※敷地権のある区分建物[分譲マンション等]の場合は次ページをご覧ください。)

★共有の不動産の場合

共有の場合、複数の名義人の住所変更を同時に申請することも可能です。

この場合は、「変更後の事項」と「申請人」の各余白部分を使い、緑色の記載例のように、それぞれの氏名・住所をご記入ください。

共有で同時申請する場合は全員の住所変更が確認できる通知書(証明書)を添付してください

この申請書は、現在登記されている所有権登記名義人の古い表示のままの「住所」を「変更後の事項」とおり新しい表示に変更するためのものです。

(この破線部分は法務局の使用欄なので何も記入しないでください)

<該当する場合のみご記入ください。>
 転居等で住所(所在地)変更証明書の住所と登記されている住所が異なる場合は、原因欄の上の余白に「平成〇年〇月〇日住所移転」と記載して、住所移転の経過が確認できる証明書(住民票など)を添付してください。
 (詳しくは法務局までお問い合わせください。)

(この破線部分は法務局の使用欄なので何も記入しないでください)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 原因 平成28年7月18日 住居表示実施

変更後の事項 **共有者町田太郎の住所 町田市 小川五丁目 22番 33号**
及び 共有者町田花子の住所 小川五丁目33番44号

申請人 住所 町田市 小川五丁目 22番 33号
 氏名 町田 太郎 (印)
 連絡先の電話番号 000-000-0000

住所 小川五丁目33番44号
 氏名 町田 花子 (印)
 連絡先の電話番号 000-000-0000

新住所を記入します

氏名を記入し認印を押してください

住居表示決定通知書を添付して申請してください

添付書類 登記原因証明情報

平成 〇 年 〇 月 〇 日申請 東京法務局町田出張所 御中

※証明書でも可

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

申請日を記入してください
 ※実施日以降でなければ申請はできません

送付の方法により登記完了証の交付を希望します

送付先の住所 〒194-0003 町田市小川五丁目22番33号

不動産の表示 (土地) 申請書提出の際に... 登記が完了すると完了証が発行されますので、法務局で受領してください。郵送受領を希望する場合は、完了証郵送希望欄にチェックをして、392円分の切手を貼った定形返信用封筒を、申請書と併せて提出してください。

不動産番号 9876543210987

所在地 町田市 小川五丁目 1234番 5

地目 宅地

地積 234.56 平方メートル

※区域内の土地の場合、ここには「新町名」を記入してください

(建物) 不動産番号 9876543210987

所在地 町田市 小川五丁目 1234番地 5

家屋番号 1234番 5

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 123.45 平方メートル
 2階 98.76 平方メートル

お持ちになっている権利証等を確認して正確にご記入ください

名義人住所を変更したい不動産を記入します。



不動産番号は記載がなくても大丈夫!

不動産番号については、ご存じの方だけご記入いただければ結構です。これを記載すると...

◎土地については 所在・地番・地目・地積

◎建物については 所在・家屋番号・種類・構造・床面積

の表示の記載を省略することができます。

町田市以外の不動産について申請する場合

市外の不動産の場合、用紙に印字されている「東京法務局町田出張所」や「町田市」の部分で訂正してください。該当箇所を二本線で消し、余白に管轄法務局名及び市名をご記入ください。(この場合、訂正印は不要です。)

記載例 2

敷地権のある区分建物(分譲マンション等)の場合

(※一般の不動産(土地・建物)の場合は前ページをご覧ください。)

★共有の不動産の場合

共有の場合、複数の名義人の住所変更を同時に申請することも可能です。

この場合は、「変更後の事項」と「申請人」の各余白部分を使い、緑色の記載例のように、それぞれの氏名・住所をご記入ください。

共有で同時申請する場合は全員の住所変更が確認できる通知書(証明書)を添付してください

この申請書は、現在登記されている所有権登記名義人の古い表示のままの「住所」を「変更後の事項」とおり新しい表示に変更するためのものです。

(この破線部分は法務局の使用欄なので何も記入しないでください)

<該当する場合のみご記入ください。>
 転居等で住所(所在地)変更証明書の住所と登記されている住所が異なる場合は、原因欄の上の余白に「平成〇年〇月〇日住所移転」と記載して、住所移転の経過が確認できる証明書(住民票など)を添付してください。
 (詳しくは法務局までお問い合わせください。)

(この破線部分は法務局の使用欄なので何も記入しないでください)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 原因 平成28年7月18日 住居表示実施

新住所を記入します

変更後の事項 共有者町田太郎の住所 町田市 小川五丁目 22番 33号
 町田マンション101
 及び共有者町田花子の住所 小川五丁目22番33号 町田マンション101
 申請人 住所 町田市 小川五丁目 22番 33号

氏名 町田 太郎

連絡先の電話番号 000-000-0000

住所 小川五丁目22番33号 町田マンション101

氏名 町田 花子

連絡先の電話番号 000-000-0000

氏名を記入し認印を押してください

添付書類 登記原因証明情報

住居表示決定通知書を添付して申請してください

平成 〇 年 〇 月 〇 日申請 東京法務局町田出張所 御中

※証明書でも可

申請日を記入してください

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

※実施日以降でなければ申請はできません

送付の方法により登記完了証の交付を希望します

送付先の住所 〒194-0003 町田市小川五丁目22番33号 町田マンション101

不動産の表示

申請書提出の際に...

登記が完了すると完了証が発行されますので、法務局で受領してください。郵送受領を希望する場合は、完了証郵送希望欄にチェックをして、392円分の切手を貼った定形返信用封筒を、申請書と併せて提出してください。

(一棟の建物の表示) 所在地 町田市 小川五丁目 1234 番地 5

建物の名称 町田マンション

(専有部分の建物の表示) 不動産番号 9876543210987

家屋番号 小川五丁目 1234 番 5-101

建物の名称 町田マンション

種類 宅地

構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 1階部分 98.76 平方メートル

(敷地権の表示) 所在及び地番 町田市 小川五丁目 1234 番 5

地目 宅地

地積 543.21 平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 500分の43

お持ちになっている権利証等を確認して正確にご記入ください

名義人住所を変更したい不動産を記入します。

不動産番号は記載がなくても大丈夫!

不動産番号については、ご存じの方だけご記入いただければ結構です。これを記載すると...

◎一棟の建物の表示・専有部分の建物の表示の記載を省略することができます。

町田市以外の不動産について申請する場合

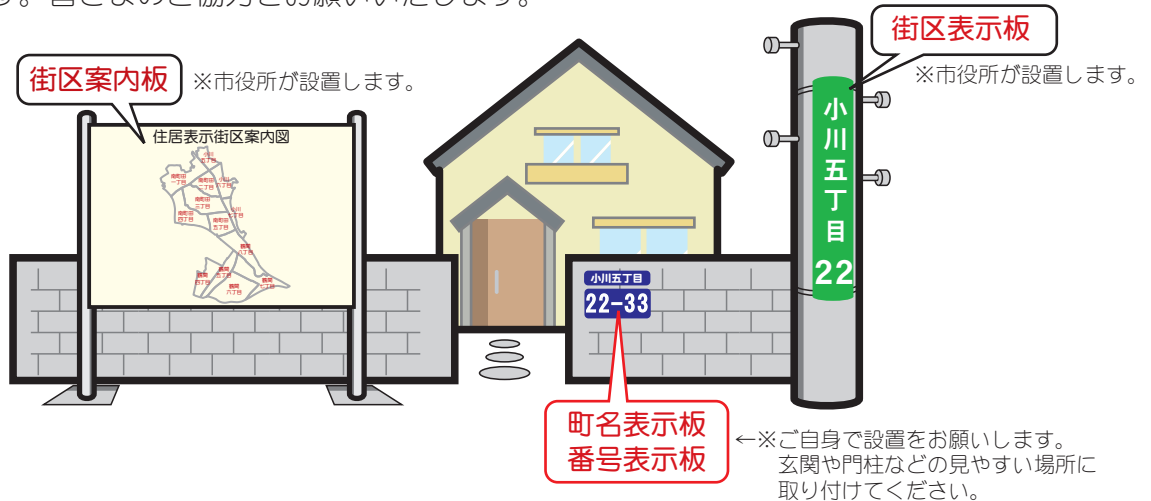
市外の不動産の場合、用紙に印字されている「東京法務局町田出張所」や「町田市」の部分で訂正してください。該当箇所を二本線で消し、余白に管轄法務局名及び市名をご記入ください。(この場合、訂正印は不要です。)

◆町名表示板、番号表示板の設置のお願い

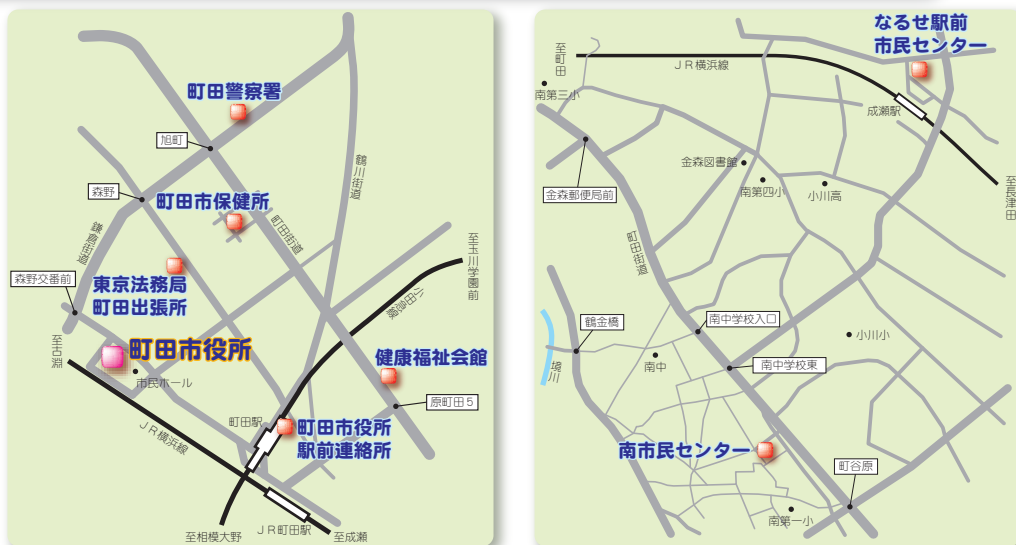
住居表示実施後には、街区の位置状況を表示する【街区案内板】と、街区符号などを表示する【街区表示板】を、市役所が取り付けします。

皆さまには【町名表示板】と【番号表示板】を配付しますので、各建物の玄関や門柱など、見やすいところにご自分で取り付けいただくようお願いいたします。

これらの表示板の取り付けによって住居表示の効果が一層高まり、住所がよりわかりやすくなります。皆さまのご協力をお願いいたします。



◆関係行政機関位置図



お問い合わせ先

■ 住居表示についてのお問い合わせは・・・

■ 手続きに関すること

町田市役所 代表電話 (年中無休 午前7時～午後7時)

電話：042-722-3111

■ 住居表示制度に関すること

町田市役所 土地利用調整課 (平日 午前8時30分～午後5時)

電話：042-724-4254

■ 配付物に不備などがあった場合は・・・

(株)やち木 (平日 午前9時～午後5時 [正午～午後1時を除く])

電話：0120-800561 (フリーダイヤル)

※本フリーダイヤル利用可能期間は2016年12月22日までです。